

平成18年10月12日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. ニッカン(株)からの金銭受け入れについて

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6270）

平成18年10月10日、破産した収集運搬業者ニッカン(株)の破産管財人から、61,059,671円の支払いがありました。

【経緯】

〔H16.12.15〕ニッカン(株)破産宣告

〔H18.4.17〕ニッカン(株)に対して措置命令を発出

〔H18.7.21〕岐阜市が措置命令を金銭に評価した額を破産債権として津地方裁判所伊賀支部に届出

〔H18.8.28〕同額を財団債権として、ニッカン(株)破産管財人に請求

〔H18.9.29〕ニッカン(株)破産管財人が財団債権としてこれを認め、岐阜市への支払額確定の通知

〔H18.10.10〕61,059,671円の入金を確認